

議案第2号 定款の変更の件

令和7年4月の法改正により、外部理事および外部監事の選任が求められることとなりました。この対応のため定款の変更が必要となることから、改正案を作成し、本定時総会において承認を求めるものです。

令和7年6月27日

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会
会長 猪狩 正明

1. 背景・経緯

令和7年4月1日施行の「公益法人認定法」の改正により、公益社団法人においては、外部理事および外部監事をそれぞれ1名以上選任することが、公益認定の基準として新たに求められるようになりました。

当法人においては、現在、理事13名、監事2名が在任しており、定款で定める定数（理事：7名以上13名以内、監事：2名以内）の上限に達している状況です。そのため、新たに外部理事・外部監事を選任するには、定款の定数上限を改正する必要があります。

2. 外部理事・監事の要件

外部理事・監事いずれについても、当法人と密接な利害関係を持たない「外部性」を確保することが求められている。

（外部理事・監事の要件）

- ・ 当該法人またはその子法人の業務執行理事や使用人でないこと。
- ・ 過去10年間に於いて、当該法人またはその子法人の業務執行理事や使用人でなかったこと。
- ・ 現在、その社団法人の社員（会員）でないこと。
- ※ 社団法人の社員（会員）が法人である場合、その法人の代表者・役員・従業員であっても、原則として外部理事・外部監事の対象外（＝外部性を満たさない）」となる。

（選任義務の適用除外の有無）

外部理事：小規模法人（収益・費用・損失が各3,000万円未満）は適用除外あり

外部監事：適用除外なし（すべての法人に選任義務あり）

3. 定款変更案

公益認定の要件を満たすため、定款規定の理事の上限を「15名以内」程度に、監事の上限を「3名以内」程度に引き上げる定款変更を、社員総会に上程します。

